

(事務連絡)
令和3年 4月 28日

優樹福社会職員 各位

社会福祉法人優樹福社会
理事長 杉山和巳
(公印省略)

大型連休期間の新型コロナウイルス感染拡大防止対策のお願い（通知）

福島県は4月29日（木）から5月9日（日）の大型連休期間の感染拡大防止対策の徹底のため、緊急事態宣言が発令された地域及び、まん延防止等重点措置が適用された地域など、感染拡大地域との不要不急の往来の自粛を強く呼びかけています。

障がい福祉サービス等は、障がい児者やその家族の生活を支えるために必要不可欠なものであり国からも事業の継続を要請されています。事業所内での感染拡大を防止するためには、個々の職員及び利用者の方の協力による「新型コロナウイルスを事業所に持ち込まない、広めない」対策が必要不可欠です。

職員の皆様には、大型連休中の帰省や旅行・遠出を控える等、人との接触を減らし、移動を最小化し感染拡大防止を徹底していただくようお願いいたします。

・緊急事態宣言が発令された地域

東京都・大阪府・兵庫県・京都府 期間：4月25日（日）～5月11日（日）

・まん延防止等重点措置の実施区域

宮城県 期間：4月 5日（月）～5月11日（日）

沖縄県 期間：4月20日（火）～5月11日（日）

愛媛県 期間：4月25日（日）～5月11日（日）

埼玉県・千葉県・神奈川県・愛知県 期間：4月20日（火）～5月11日（日）

《変更のお知らせ》

「新型コロナウイルス感染症対策による休業時の給与補償について」（R3.2.17 施工）
令和3年4月28日より、**5日間の休みを年休または、休業補償のどちらかを選択**して休んでいただくことにしましたので、対応のほどよろしくようお願いいたします。

感染症対策は状況により変わりますので、今後も随時お知らせしていきます。
職員の皆様には、引き続き御不便・ご苦勞をおかけしますが、感染状況の深刻さをご理解いただき、皆様のご協力をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策本部
担当 新井 遠藤 松本
0248-21-5290